

日仏社会保障協定は、2005年2月に正式署名された後、両国の立法府での承認手続きを経て、2007年6月1日に発効することとなった。これにより派遣期間が5年以内の駐在員等については、日仏の社会保障制度のうちいずれか一方のみに加入することになり、保険料の二重払いおよび掛け捨てが解消されることになる。同協定は、わが国6番目の社会保障協定となる。協定発効後は、全国の社会保険事務所で二重加入免除等に関する申請手続きが行われる。

当会は日本在外企業協会と共催で、社会保険庁運営部企画課国際事業室 村上達雄国際年金通算調整専門官を招き、「日仏社会保障協定の仕組みと手続き」について説明を受け、質疑応答を行った。



当日は、両団体会員企業より85名が出席し、講師の説明に熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行われた。当会における社会保障協定の説明会は今回で4回目となる。

詳しい説明、手続き、Q&Aについては、社会保障協定に関するホームページ<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>をご覧ください。

(総務グループ)